

第
5199
号

READAS

リーダアスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダアスクラブFAXニュース

(2015年)平成27年 4月 3日 金曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション 大阪市中央区備後町2-4-6 Tel : 06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax : 06-6209-8145

◆ 特定障害者に対する贈与

Q : 特定障害者に対する贈与の特例がある
そうですが、どのようなものですか？

A : 3,000万円までの金額を非課税とする
措置があります。

【解説】

贈与税では、特定障害者に対する信託受益
権で次の要件を備えたもののうち3,000万円
までの金額については、贈与税を非課税とする
措置を設けています。

- ①特定障害者が信託受益権の全部の受益者と
なっていること
- ②信託財産が、金銭、有価証券、金銭債権、
その特定障害者の居住の用に供する不動産
その他一定のことであること
- ③受託者は、信託会社又は信託業務を行う銀
行であること
- ④信託期間は、特定障害者の死亡の日(改正前
は死亡の日後6ヶ月を経過する日)に終了
することであること
- ⑤信託契約は、取り消し又は解除するこ
とができず、かつ、その信託期間及び受益者の
変更ができないものであること
- ⑥信託の収益は、特定障害者の生活又は療養
の費用に充てるため、定期的に、かつ、実
際の必要に応じて適切に分配されるもので
あること
- ⑦信託財産の運用は、安定した収益の確保を
目的として適正に行うこととされているも
のであること
- ⑧信託受益権は、譲渡に係る契約を締結する
ことができない旨等の定めがあること

